

1. 件名「運転期間延長認可申請（高浜発電所 1、2号炉）に関する事業者ヒアリング①」

2. 日時：平成27年5月20日 13時15分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁 13階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR 担当）付

坂内調整官、齋藤管理官補佐、中野審査官、立元審査官

安全規制管理官（発電炉検査担当）付

寒川調整官、森田専門職

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、池田主任調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、坂本主任調査官、中村主任調査官、皆川調査官、荒井調査官、竹島調査官、菊池技術参与、船田技術参与、佐藤技術参与

安全技術管理官（地震・津波担当）付

川内主席調査官、土居主任調査官、野村調査官、鈴木技術参与、澁谷技術参与
関西電力株式会社 高経年対策グループ チーフマネージャー 他12名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、本件の審査は5月13日委員会審議結果に基づき、審査会合を開催して事業者の出席及び説明を求める予定であることから、対応を要請した。
- (2) 関西電力から、高浜1、2号炉の運転期間延長申請の概要について説明があった。
- (3) 原子力規制庁から、高浜1、2号炉運転期間延長申請に対する現時点における質問事項を提示し回答を求めた。また、平成26年10月15日原子力規制委員会決定に基づき発令された指示文書「実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可申請について（指示）NRA-Ca-14-009」に照らした本申請等の状況及び今後の事業者の対応について説明を求めた。
- (4) 原子力規制庁から関西電力へ、ヒアリングにおけるやりとりに関して誤解や認識のずれを避けるため事業者が作成した記録等については有効性がないこと、原子力規制庁が公開したヒアリングの議事概要について意見がある場合は一定期間内に意見を申し出ることができることとするについて同意を求めたところ、関西電力より、同意する旨の回答があった。

6. その他

原子力規制庁資料：

- ・ 関西電力株式会社高浜発電所 1、2号炉運転期間延長認可申請質問事項

関西電力資料：

- ・ 高浜発電所 1号炉運転期間延長認可申請の概要
- ・ 高浜発電所 2号炉運転期間延長認可申請の概要